

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成24年11月13日付けで、実施機関に対し、「昭和54年度から昭和56年度に作成された、県道高山八幡線（現国道257号線）に係る用地買収公文書のうち、高山市清見町檜谷1109番2（以下「本件請求対象土地」という。）の売買契約書、高山市清見町檜谷1109番1及び2の用地丈量図」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、本件請求対象土地に係る4件の売買契約書（以下、4件の売買契約書を総称して、「本件対象公文書1」という。）及び用地丈量図（以下「本件対象公文書2」という。）を特定した。そして、本件対象公文書1中の「土地代金と補償金の合計額」、「物件その他通常受ける損失の補償金額」、「物件その他通常受ける損失の表示」、「土地登記簿名義人と一致しない場合における現に所有している土地所有者（以下「現土地所有者」という。）の住所、氏名及び印影」及び「契約者が団体である場合の団体代表者の住所及び印影」の情報並びに本件対象公文書2中の「現土地所有者の氏名」及び「作成者である測量会社の従業員の印影」の情報を非公開とし、その余を公開する旨の部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年11月26日付け高土第48号の11により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成25年1月11日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関の変更決定

実施機関は、異議申立て受理後、本件対象公文書2において、非公開とした現土地所有者のうち、土地登記簿名義人と一致する土地所有者の氏名が存在することが判明したことから、平成25年2月18日付け高土第723号による部分公開決定をもって、本件処分の変更を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件請求対象土地における買収当時の現土地所有者の氏名の部分に係る非公開決定の取消しを求める（以下、異議申立人が非公開決定の取消しを求める部分を「本件非公開部分」という。）

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張する異議申立の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件非公開部分は、個人に関する情報ではなく、また法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある内容でもない。

- (2) 土地登記簿によると、県道高山八幡線の用地買収の際に、本件請求対象土地の土地所有者であった異議申立人の父が実施機関に対し、土地の全筆を寄附したになっている。
- しかし、父は、本件請求対象土地のうち、現在も道路となっている部分のみを寄附したものであり、道路以外の部分は寄附していないと認識していた。
- 用地買収には、当時の地元区長らが、実施機関との間における手続を円滑に行うために、地元における取りまとめ役となっていた。父が知らないうちに、道路以外の部分も所有権の移転がなされており、その経緯を知る必要がある。
- (3) 現在、本件請求対象土地のうち道路以外の部分には、電柱、車庫及び別荘等が存在し、他人が利用している状況にある。実施機関は道路以外の部分を相続人である異議申立人に返還してもらいたい。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書について

本件対象公文書1は、昭和54から56年度における、県道高山八幡線の建設に係る、実施機関と土地所有者との間で本件請求対象土地の売買に当たり作成された売買契約書である。

本対象公文書2は、県道高山八幡線の用地買収にあたり、現地において関係者の立会いのもと、土地の境界を確定した、本件請求対象土地周辺の用地丈量図である。

2 本件処分の理由について

本件対象公文書1中の「土地代金と補償金の合計額」、「物件その他通常受ける損失の補償金額」、「物件その他通常受ける損失の表示」、「現土地所有者の住所、氏名及び印影」及び「契約者が団体である場合の団体代表者の住所及び印影」並びに本件対象公文書2中の「現土地所有者の氏名」及び「作成者である測量会社の従業員の印影」は、公とすることにより、特定の個人を識別することができ、所有する財産等の個人に関する情報が明らかになることから、条例第6条第1号に該当するため、非公開とした。

3 異議申立人の主張について

(1) 相続人として情報公開を求めることについて

異議申立人は、県道高山八幡線の用地買収当時における本件請求対象土地の土地所有者の相続人であることを理由に、当事者として、本件請求対象土地に係る用地買収当時の現土地所有者の情報の公開を求めているものと解する。

しかし、条例第5条は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、請求者に対し公開請求の理由や利用の目的等の個別の事情を問うものではなく、請求者が誰であるか、又は請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別の事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

よって、当事者として、公開を求める異議申立人の主張は容認できない。

(2) 土地登記簿と一致しない実際の土地所有者の氏名を非公開としたことの妥当性について

土地登記簿上の土地所有者と実際の土地所有者が一致しない（未登記である）場合、実際の土地所有者は不動産登記法第119条の手続によっても公になる情報ではない。

そのため、現土地所有者が特定の個人である場合、所有者に係る情報は個人に関する情報であって、条例第6条第1号イからハにも該当しないので、非公開となるものである。

(3) 本件請求対象土地の取得の経緯等について

本件請求対象土地は、県単道路改良事業において取得した土地であり、現在の土地登記簿

の土地所有者も県である。

本件請求対象土地を含む一団の土地は、かつては地区の共有地であり、その後、個人名義の土地に分割されたものの、地図混乱地域であり、土地登記簿上の土地所有者以外にも複数の土地所有者が存在していた。

そこで、土地測量の際に、土地登記簿上の土地所有者、及び当時の地元区長らからの聴取により把握した買収当時の現土地所有者との立会を基に、境界を確認した。

その後、異議申立人の父を含む複数の現土地所有者を相手方として、道路予定部分については売買契約を締結し、当時すでに現況道路となっていた部分及び河川管理において必要な川沿いの狭窄地部分については寄附を受けたものである。

(4) 本件請求対象土地の現況等について

異議申立人は、本件請求対象土地のうち道路以外の部分には、電柱、車庫及び別荘等が存在し、他人が利用している状況にあると主張する。

しかし、本件請求対象地における境界杭を確認したところ、道路の敷地内には、電柱が道路法に基づく占用許可を得て設置されており、個人が所有する構造物等が設置されている事実はない。

異議申立人は、道路の敷地には路肩及び法面が含まれないとの認識に基づく主張であると推測される。

(5) 以上により、異議申立人の主張は認めることができず、本件処分は妥当であると考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

なお、対象公文書については、異議申立人と実施機関との間に争いは認められない。

1 条例の定めについて

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を、非公開情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「ロ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報並びに当該職務遂行の内容に関する情報」「ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨を規定している。

2 本件処分における妥当性について

本件非公開部分について、異議申立人は公開を求めているのに対し、実施機関は条例第6条第1号に該当し非公開であると主張するので、以下検討する。

審査会が本件非公開部分を見分したところ、土地所有者の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であることが認められることから、条例第6号第1号本文に該当する。

この点、土地所有者の氏名は、不動産登記法に定める土地等の表示に関する登記事項として公にされる情報として、法令等の定めるところにより公にされている情報である。

しかし、本件非公開部分の土地所有者の氏名は土地登記簿に記載されている土地所有者の氏名と一致する情報ではなく、法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすること

が予定されている情報ということができないため、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、非公開が妥当である。

3 相続人として情報公開を求めるとの主張について

異議申立人は、本件請求対象土地の土地所有者の相続人であり、当事者として、買収当時における本件請求対象土地の現土地所有者の氏名の公開を求めているものと主張している

と解する。
しかし、情報公開制度は、請求の理由や利用の目的等の個別事情を問わず、何人に対しても等しく公開請求権を認めており、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることがあってはならないよう運用されなければならない。

このため、公文書の公開等の決定については、条例第6条の規定に基づき判断するものであり、本人や相続人であるか否かにかかわらず、特別の取扱いを行うべき根拠はないと解するのが相当であり、第三者からの公開請求があった場合と同様に扱うという実施機関の判断は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件請求対象土地に係る実施機関が所有権を取得するに至った経緯及び現在の状況等について主張するが、当審査会は、実施機関が行う情報公開請求に対する公文書の公開決定等について、非公開条項の適用の妥当性を判断する機関であることから、当該主張については判断しない。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成25年1月24日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年2月18日	・実施機関が公文書部分公開変更決定を行った。
平成25年2月19日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成25年2月22日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成25年3月11日	・異議申立人から意見書を受領した。
平成25年3月27日 (第116回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成24年5月22日 (第117回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成25年7月3日 (第118回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・異議申立人から口頭意見陳述を受けた。
平成25年8月2日 (第119回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)